

# リフォームアフターサービス規準

## アフターサービス規準

### (1) 建築

部位・設備		現象	期間 (年)	備考
内装壁	間仕切（木造・軽量鉄骨）	変形・破損	2	変形…そり
	下地材	変形	2	変形…そり
	モルタル塗・タイル貼・ボード貼	亀裂・破損	2	亀裂…毛細亀裂を除く。 破損…はがれ
	クロス貼・塗装吹付	破損	2	破損…はがれ・うき等。 ただし、日焼けは引渡前確認時のみ。
内部床	下地材	変形	2	変形…そり・さがり
	タイル貼・石貼	亀裂・破損	2	亀裂…毛細亀裂を除く。 破損…はがれ・割れ
	フローリング貼・ビニール系床シート貼・カーペット敷・畳敷・リノリウム貼	破損	2	破損…うき・へこみ・はがれ ただし、日焼けは引渡前確認時のみ。
内部天井	下地材	変形	2	変形…そり・さがり
	板貼・石膏ボード貼	破損	2	破損…はがれ
	クロス貼・塗装吹付	破損	2	破損…うき・はがれ ただし、日焼けは引渡前確認時のみ。
敷居・鴨居・柱	変形	2	変形…きしみ・そり・ねじれ	
内部扉・襖・障子	変形・作動不良・取付不良	2	襖紙・障子紙の破損は引渡前確認時のみ。	
額縁・三方枠・手摺	変形・取付不良	2	変形…そり	
建具金具・カーテンレール	変形・作動不良・取付不良	2		
造付家具（押入を含む）	変形・取付不良	2	超荷重によるものは除く。	
共用建具（住戸外壁の窓、玄関扉を含む）	変形・破損・作動不良	2	破損・・・ガラスは引渡前確認時のみ	
	錆・塗装のはがれ	2	錆…スチール枠等の錆	

## (2) 設備・機器

部位・設備		現象	期間 (年)	備考
電気設備	各戸専用分電盤	取付不良・作動不良	2	
	配線	破損・結線不良	5	破損…断線
	スイッチ・コンセント	取付不良・作動不良	2	
	照明器具（管球を除く）・インターホンシステム・住宅情報盤・インターネット設備	取付不良・作動不良	2	
給排水設備	給水管・給湯管・排水管・水槽	水漏れ	5	水漏れ…パッキン類は除く。
	衛生機器・器具(付属品・トラップを含む)	水漏れ・排水不良・作動不良・取付不良	2	排水不良…管理不十分によるものを除く。洗淨便座を含む。
給排気設備	給排気ダクト	水漏れ・漏気・破損・作動不良	2	作動不良…管理不十分によるものを除く。
	換気扇・換気口・レンジフード	破損・作動不良・取付不良	2	
ガス設備	ガス配管	破損・漏洩	5	
	ガス栓	破損・取付不良	2	
給湯設備	ガス給湯器・電気温水器・灯油給湯器等	水漏れ・作動不良・取付不良	2	
各種メーター（私設メーターに限る）		破損・作動不良	2	
厨房設備	流し・吊戸棚・水切棚	水漏れ・作動不良・取付不良	2	
	レンジ・オーブン食洗機等	取付不良・作動不良	2	電池を除く。 浄水器を含む（カートリッジを除く）
浴室設備	浴槽本体	水漏れ・取付不良	2	
	ユニットバス防水パン	水漏れ	5	
	ユニットバス（壁パネル等）	取付不良	2	
冷暖房設備	配管	水漏れ・排水不良・冷媒漏れ	2	ガス温水式床暖房を含む。
	機器	水漏れ・排水不良・変形・作動不良・取付不良	2	冷媒回路（圧縮機・冷却器・凝縮機器）は3年間 ガス温水式床暖房を含む。
植栽		枯損	1	枯損…管理不十分によるものを除く。
その他		破損	2	本工事契約に含まれないものを除く。

## 適用上の留意事項

1. 本アフターサービス期間の始期（起算日）は、完成引渡日とします。
2. アフターサービス期間内において第三者に転売した場合には、アフターサービスの保証期間は原則としてその譲渡日までとします。
3. 原則として補修の実施およびその方法については本アフターサービスの規準にのっとり、当社または当社が委託する者が専門的・経験的見地から総合的に判断し、定めるものとします。  
但し、補修が著しく困難な場合、又は、損害の程度に比べて補修に過分の費用がかかる場合は、相当な金銭支払いによってこれに代えることができるものとします。
4. アフターサービスの対象とならないものは、次の事項とします。
  - (1) リフォーム工事範囲外の不具合およびリフォーム工事に含まれない既存下地の凸凹、傾き等、潜在的な不具合とその影響によるもの。
  - (2) 天災地変（地域的な地盤沈下・浸水等も含む。）による変形・破損等。
  - (3) 近隣の土木、建築工事等の影響による場合・周辺の公害現象及び塩害に起因する場合。
  - (4) 「取扱説明書」等に示された維持管理の方法や正しい取扱い方によらないなど、お客様ご自身の管理不十分または使用上の不注意等により生じたもの。（結露およびその影響によるカビ・シミ・汚れ等。動植物の害に起因する損傷等。排水管に油および固形物等を流したことにより起こった漏水等を含む。）
  - (5) 内部仕上材（フローリング・カーペット・畳表・クロス等。）や設備の表層における傷・へこみ・汚れ等について、お引渡し前確認時に申し出のなかったもの。
  - (6) 使用材質の通常有する自然特性あるいは経年変化に伴う現象で機能上支障のないもの。（畳の上に重たいものを置いてできたへこみ等。）
  - (7) アフターサービス該当事項の発生後すみやかに申し出のなかった場合。
  - (8) 社会通念上補修を要さない程度の音・振動・臭気等。
  - (9) お客様ご自身による改造または工事による場合。
  - (10) お客様の指示による設計、施工方法が原因で直接的、間接的に生じた事故や不具合、およびお客さまから支給された材料の特性による不具合。
  - (11) 第三者の故意、または過失に起因する場合。
  - (12) カタログ、サンプルとの色合いやイメージの相違、補修後の仕上げ面に生ずる色合いの相違等。
  - (13) 消耗品
  - (14) お客様が引渡後、すみやかに入居されないこと、または常時居住されないことにより発生したもの。
  - (15) その他その補修責任を工事請負者に帰すことができない場合。